

定例教育委員会会議次第

日 時 平成 25 年 4 月 23 日(火)午後 1 時 15 分～
場 所 坂井市役所 第 2 別館

1 委員長あいさつ

2 教育委員会会議録の承認について

3 教育長報告

4 議 案

議案第 1 号 坂井市教育委員会行政組織規則の一部改正について

議案第 2 号 坂井市文化の森・YURU 文化情報交流館条例施行規則の一部
改正について

議案第 3 号 坂井市みくに文化未来館条例施行規則の一部改正について

議案第 4 号 就学指定校の変更許可について

5 報告事項 (1) 教育委員会事務局職員体制および事務分掌について

(2) 教育機関臨時職員名簿について

(3) 平成 25 年度幼稚園、小・中学校学級編成状況について

6 その 他 (1) 指導主事学校訪問について

(2) 行事予定(5 月分)について

(3) その他

定例教育委員会

議案

議案第1号

坂井市教育委員会行政組織規則の一部改正について

坂井市教育委員会行政組織規則の一部改正について、次のとおり承認を
求める。

平成25年4月23日提出

坂井市教育委員会

教育長 川元利夫

坂井市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

平成25年4月 日
坂井市教育委員会規則第 号

坂井市教育委員会行政組織規則（平成19年坂井市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項表以外の部分中「課」の次に「、室」を加え、同項の表中「

生涯学習スポーツ課	社会教育係
	青少年育成係
	スポーツ推進係

」を「

生涯学習スポーツ課	社会教育係
	青少年育成係
(国体準備室)	スポーツ推進係
	国体準備係

」に改める。

第5条中「本庁各課」の次に「、室」を加える。

第15条第1項の表に次のように加える。

室長	上司の命を受け、室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
----	-------------------------------

第15条第2項の表参事の項中「課長」の次に「及び室長」を加え、同表に次のよう
に加える。

室長補佐	室長を補佐し、室の事務を処理する。
------	-------------------

別表第1中「

生涯学習スポーツ課	社会教育係	(1) 社会教育、生涯学習に関する事務。 (2) 社会教育関係機関に関する事務。 (3) 社会教育関係団体の育成及び連絡調整に関する事務。 (4) 社会教育施設の整備、管理運営及び連絡調整に関する事務。 (5) 社会教育委員に関する事務。 (6) 公民館及びまちづくり協議会との連携に関する事務。 (7) 前各号に掲げるもののほか、他係の所掌に属しない事務
	青少年育成係	(1) 青少年の健全育成に関する事務。 (2) 成人式に関する事務。 (3) 青少年健全育成団体の連絡調整に関する事務。 (4) 青少年の安全、非行防止に関する事務。

	(5) 青少年関係機関に関すること。 (6) 青少年愛護センターの管理運営に関すること。 (7) 地域ぐるみの児童の安全に関すること。 (8) 児童、生徒の国際及び国内交流に関すること。
スポーツ推進係	(1) 生涯スポーツの普及、育成及び推進に関すること。 (2) スポーツ行事の企画及び運営に関すること。 (3) スポーツ推進審議会に関すること。 (4) スポーツ推進委員会に関すること。 (5) スポーツ少年団に関すること。 (6) スポーツ関係団体との連絡調整に関すること。 (7) スポーツ推進に係る財団法人との連絡調整に関すること。 (8) スポーツ団体の育成及び指導者の養成に関すること。 (9) 指定管理者の指導監督に関すること。 (10) スポーツ施設の設置及び廃止並びに整備計画に関すること。 (11) スポーツ施設及び設備の整備に関すること。 (12) 学校体育施設の開放に関すること。 (13) 前各号に掲げるもののほか、スポーツに関する事務

」を「

生涯学習スポーツ課	社会教育係	(1) 社会教育、生涯学習に関すること。 (2) 社会教育関係機関に関すること。 (3) 社会教育関係団体の育成及び連絡調整に関すること。 (4) 社会教育施設の整備、管理運営及び連絡調整に関すること。 (5) 社会教育委員に関すること。 (6) 公民館及びまちづくり協議会との連携に関すること。 (7) 前各号に掲げるもののほか、他係の所掌に属しない事務
	青少年育成係	(1) 青少年の健全育成に関すること。 (2) 成人式に関すること。 (3) 青少年健全育成団体の連絡調整に関すること。 (4) 青少年の安全、非行防止に関すること。 (5) 青少年関係機関に関すること。 (6) 青少年愛護センターの管理運営に関すること。

	(7) 地域ぐるみの児童の安全に関すること。 (8) 児童、生徒の国際及び国内交流に関すること。
(国体準備室) スポーツ推進係	(1) 生涯スポーツの普及、育成及び推進に関すること。 (2) スポーツ行事の企画及び運営に関すること。 (3) スポーツ推進審議会に関すること。 (4) スポーツ推進委員会に関すること。 (5) スポーツ少年団に関すること。 (6) スポーツ関係団体との連絡調整に関すること。 (7) スポーツ推進に係る財団法人との連絡調整に関すること。 (8) スポーツ団体の育成及び指導者の養成に関すること。 (9) 指定管理者の指導監督に関すること。 (10) スポーツ施設の設置及び廃止並びに整備計画に関すること。 (11) スポーツ施設及び設備の整備に関すること。 (12) 学校体育施設の開放に関すること。 (13) 前各号に掲げるもののほか、スポーツに関する事務
国体準備係	(1) 国民体育大会の準備に関すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、国民体育大会に関する事務

」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

坂井市教育委員会行政組織規則(平成19年教育委員会規則第2号)新旧対照表

改正案（新）		現行（旧）	
(本庁に置く課等)		(本庁に置く課等)	
第4条 本庁に、次に掲げる課、室及び係を置く。		第4条 本庁に、次に掲げる課、室及び係を置く。	
課	係	課	係
教育総務課	総務係 管理係	教育総務課	総務係 管理係
教育施設整備課	学校整備係 教育施設係	教育施設整備課	学校整備係 教育施設係
学校教育課	庶務係 指導係	学校教育課	庶務係 指導係
生涯学習スポーツ課	社会教育係 青少年育成係 スポーツ推進係 <u>国体準備室</u>	生涯学習スポーツ課	社会教育係 青少年育成係 スポーツ推進係
文化課	文化振興係 文化財係	文化課	文化振興係 文化財係
2・3 (略)		2・3 (略)	
(本庁各課の事務分掌)		(本庁各課の事務分掌)	
第5条 本庁各課、室及び係の事務分掌は、おおむね別表第1のとおりとする。		第5条 本庁各課、室及び係の事務分掌は、おおむね別表第1のとおりとする。	
(本庁に置く職及び職務)		(本庁に置く職及び職務)	

第15条 次の表の左欄に掲げる職を、本庁の組織に置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
教育部長	委員会及び教育長の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
課長	上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
室長	上司の命を受け、室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 本庁の職の次の表の左欄に掲げる職を、本庁の組織に置くことができる。この職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
次長	部長を補佐する。
教育審議監	上司の命を受け、事務局の事務に参画する。
参事	課長 <u>及び室長</u> を補佐し、上司の命を受けた事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
課長補佐	課長及び参事を補佐し、課の事務を処理する。
室長補佐	室長を補佐し、室の事務を処理する。

3・4 (略)

別表第1(第5条関係)

課等	係	事務分掌
教育総務課	総務係	(略)

第15条 次の表の左欄に掲げる職を、本庁の組織に置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
教育部長	委員会及び教育長の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
課長	上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 本庁の職の次の表の左欄に掲げる職を、本庁の組織に置くことができる。この職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
次長	部長を補佐する。
教育審議監	上司の命を受け、事務局の事務に参画する。
参事	課長_____を補佐し、上司の命を受けた事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
課長補佐	課長及び参事を補佐し、課の事務を処理する。

3・4 (略)

別表第1(第5条関係)

課等	係	事務分掌
教育総務課	総務係	(略)

	管理係	(略)
教育施設整備課	学校整備係	(略)
学校教育課	教育施設係	(略)
	庶務係	(略)
	指導係	(略)
生涯学習スポーツ課	社会教育係	(略)
	青少年育成係	(略)
(国体準備室)	スポーツ推進係	<p>(1) 生涯スポーツの普及、育成及び推進に関すること。</p> <p>(2) スポーツ行事の企画及び運営に関すること。</p> <p>(3) スポーツ推進審議会に関すること。</p> <p>(4) スポーツ推進委員会に関すること。</p> <p>(5) スポーツ少年団に関すること。</p> <p>(6) スポーツ関係団体との連絡調整に関すること。</p> <p>(7) スポーツ推進に係る財団法人との連絡調整に関すること。</p> <p>(8) スポーツ団体の育成及び指導者の養成に関すること。</p> <p>(9) 指定管理者の指導監督に関すること。</p> <p>(10) スポーツ施設の設置及び廃止並びに整備</p>

	管理係	(略)
教育施設整備課	学校整備係	(略)
学校教育課	教育施設係	(略)
	庶務係	(略)
	指導係	(略)
生涯学習スポーツ課	社会教育係	(略)
	青少年育成係	(略)
	スポーツ推進係	<p>(1) 生涯スポーツの普及、育成及び推進に関すること。</p> <p>(2) スポーツ行事の企画及び運営に関すること。</p> <p>(3) スポーツ推進審議会に関すること。</p> <p>(4) スポーツ推進委員会に関すること。</p> <p>(5) スポーツ少年団に関すること。</p> <p>(6) スポーツ関係団体との連絡調整に関すること。</p> <p>(7) スポーツ推進に係る財団法人との連絡調整に関すること。</p> <p>(8) スポーツ団体の育成及び指導者の養成に関すること。</p> <p>(9) 指定管理者の指導監督に関すること。</p> <p>(10) スポーツ施設の設置及び廃止並びに整備</p>

	<p>計画に関すること。</p> <p>(11) スポーツ施設及び設備の整備に関すること。</p> <p>(12) 学校体育施設の開放に関すること。</p> <p>(13) 前各号に掲げるもののほか、スポーツに関する事務</p>		<p>計画に関すること。</p> <p>(11) スポーツ施設及び設備の整備に関すること。</p> <p>(12) 学校体育施設の開放に関すること。</p> <p>(13) 前各号に掲げるもののほか、スポーツに関する事務</p>
国体準備係	<p>(1) <u>国民体育大会の準備に関すること。</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、国民体育大会に関する事務</u></p>		
文化課	<p>文化振興係 (略)</p> <p>文化財係 (略)</p>	文化課	<p>文化振興係 (略)</p> <p>文化財係 (略)</p>

議案第2号

坂井市文化の森・YUR^I文化情報交流館条例施行規則の一部改正について

坂井市文化の森・YUR^I文化情報交流館条例施行規則の一部改正について、次のとおり承認を求める。

平成25年4月23日提出

坂井市教育委員会

教育長 川元利夫

坂井市文化の森・YUR^I文化情報交流館条例施行規則の一部を改正する規則

平成 年 月 日
坂井市教育委員会規則第 号

坂井市文化の森・YUR^I文化情報交流館条例施行規則（平成18年教育委員会規則第28号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「、小ホール、展示交流ホール」及び「ら」を削り、「6箇月」を「12箇月」に改め、同条第2号中「前項以外の」を「小ホール、展示交流ホール及びこれらに附隨する」に改め、「利用」の次に「しようとする」を、「日」の次に「（以下「利用日」という。）」を加え、「3箇月」を「6箇月」に、「7日」を「1箇月」に改め、「まで」の次に「とする。ただし、施設における準備を要しない利用申請については、利用予定日の14日前の日までとする。」を加え、同条に次の1号を加える。

（3） 前各号以外の施設を利用する場合 利用日の3箇月前の属する月の初日から利用予定日の7日前の日まで

第9条第3号中「、小ホール、展示交流ホール」及び「ら」を削り、「取り消」を「取消」に改め、同号ア中「3箇月」を「6箇月」に改め、同号イ中「2箇月」を「4箇月」に改め、同条第4号中「前項以外の」を「小ホール、展示交流ホール及びこれらに附隨する」に改め、同号ア中「2箇月」を「3箇月」に改め、同号イ中「1箇月」を「2箇月」に改め、同号ウ中「14日」を「1箇月」に改め、同条に次の1号を加える。

（5） 前各号以外の施設の利用の取消しをする場合は、次のとおりとする。

- ア 利用日の2箇月前までに届け出た場合 100パーセント
- イ 利用日の1箇月前までに届け出た場合 80パーセント
- ウ 利用日の14日前までに届け出た場合 50パーセント

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

坂井市文化の森・YURI 文化情報交流館条例施行規則(平成18年教育委員会規則第28号)新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）
<p>(承認申請書の受付期間)</p> <p>第5条 承認申請書の受付をする期間は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 大ホール _____ 及びこれに附隨する施設を利用する場合 利用しようとする日(以下「利用日」という。)の<u>12箇月</u>前の属する月の初日から利用予定日の1箇月前の日までとする。ただし、施設における準備を要しない利用申請については、利用予定日の14日前の日までとする。</p> <p>(2) <u>小ホール、展示交流ホール及びこれらに附隨する</u>施設を利用する場合 利用しようとする日(以下「利用日」という。)の<u>6箇月</u>前の属する月の初日から利用予定日の<u>1箇月</u>前の日までとする。ただし、施設における準備を要しない利用申請については、利用予定日の14日前の日までとする。</p> <p>(3) <u>前各号以外の施設を利用する場合 利用日の3箇月前の属する月の初日から利用予定日の7日前の日まで</u></p> <p>(利用料金の還付)</p> <p>第9条 条例第10条第4項ただし書の規定に基づき利用料金を還付する場合及びその割合は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、条例の規定に基づき処分を受けた場合は、この限りでない。</p>	<p>(承認申請書の受付期間)</p> <p>第5条 承認申請書の受付をする期間は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 大ホール、<u>小ホール、展示交流ホール</u>及びこれらに附隨する施設を利用する場合 利用しようとする日(以下「利用日」という。)の<u>6箇月</u>前の属する月の初日から利用予定日の1箇月前の日までとする。ただし、施設における準備を要しない利用申請については、利用予定日の14日前の日までとする。</p> <p>(2) <u>前項以外の</u>施設を利用する場合 利用 _____ 日 _____ の<u>3箇月</u>前の属する月の初日から利用予定日の<u>7日</u>前の日まで _____</p> <p>(利用料金の還付)</p> <p>第9条 条例第10条第4項ただし書の規定に基づき利用料金を還付する場合及びその割合は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、条例の規定に基づき処分を受けた場合は、この限りでない。</p>

(1)・(2) (略)

(3) 大ホール 及びこれに附隨する施設の利用の取消しをする場合は、次のとおりとする。

ア 利用日の6箇月前までに届け出た場合 100パーセント

イ 利用日の4箇月前までに届け出た場合 80パーセント

ウ 利用日の1箇月前までに届け出た場合 50パーセント

(4) 小ホール、展示交流ホール及びこれらに附隨する施設の利用の取消しをする場合は、次のとおりとする。

ア 利用日の3箇月前までに届け出た場合 100パーセント

イ 利用日の2箇月前までに届け出た場合 80パーセント

ウ 利用日の1箇月前までに届け出た場合 50パーセント

(5) 前各号以外の施設の利用の取消しをする場合は、次のとおりとする。

ア 利用日の2箇月前までに届け出た場合 100パーセント

イ 利用日の1箇月前までに届け出た場合 80パーセント

ウ 利用日の14日前までに届け出た場合 50パーセント

(1)・(2) (略)

(3) 大ホール、小ホール、展示交流ホール及びこれらに附隨する施設の利用の取り消しをする場合は、次のとおりとする。

ア 利用日の3箇月前までに届け出た場合 100パーセント

イ 利用日の2箇月前までに届け出た場合 80パーセント

ウ 利用日の1箇月前までに届け出た場合 50パーセント

(4) 前項以外の 施設の利用の取消しをする場合は、次のとおりとする。

ア 利用日の2箇月前までに届け出た場合 100パーセント

イ 利用日の1箇月前までに届け出た場合 80パーセント

ウ 利用日の14日前までに届け出た場合 50パーセント

議案第3号

坂井市みくに文化未来館条例施行規則の一部改正について

坂井市三国文化未来館条例施行規則の一部改正について、次のとおり承認を求める。

平成25年4月23日提出

坂井市教育委員会

教育長 川元利夫

坂井市みくに文化未来館条例施行規則の一部を改正する規則

平成 年 月 日
坂井市教育委員会規則第 号

坂井市みくに文化未来館条例施行規則（平成18年教育委員会規則第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「6箇月」を「12箇月」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

坂井市みくに文化未来館条例施行規則(平成18年教育委員会規則第27号)新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）
(利用の承認の申込み) 第2条 (略) 2 前項の申請を行うことができる期間は、利用しようとする日の <u>12箇月</u> 前の属する月の初日から利用予定日の1箇月前の日までとし、施設における準備を要しない利用申請については、利用予定日の14日前の日までとする。ただし、指定管理者が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。	(利用の承認の申込み) 第2条 (略) 2 前項の申請を行うことができる期間は、利用しようとする日の <u>6箇月</u> 前の属する月の初日から利用予定日の1箇月前の日までとし、施設における準備を要しない利用申請については、利用予定日の14日前の日までとする。ただし、指定管理者が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。
3~5 (略)	3~5 (略)

議案第4号

就学指定校の変更許可について

就学指定校の変更許可について、次のとおり変更許可の承認を求める。

平成25年4月23日提出

坂井市教育委員会

教育長 川元利夫